平成２１年（フ）第１０７８号
大阪府貝塚市三ツ松2117番地
債務者　中川　誠司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８１号
大阪府和泉市上町116番地の200
債務者　足利　尚子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
長崎県長崎市天神町３番14号
債務者　山口　健治
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
長崎県長崎市さくらの里１丁目16番14号
債務者　大谷　浩一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
長崎県長崎市横尾５丁目２番13―401号
債務者　中村美津子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
長崎県長崎市西海町1753番地２
債務者　森　　広子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2035番地16
債務者　知賀千代子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９号
愛媛県八幡浜市向灘229番地39サントノーレ大平504号室
債務者　藤井　康雅
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第６０号
愛媛県八幡浜市向灘229番地39サントノーレ大平504号室
債務者　藤井　尚子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第２４５号
宮城県加美郡加美町月崎字宿37番地
債務者　佐々木真幸
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０４６号
千葉市稲毛区山王町12番地12
債務者　友成　英史
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６２号
千葉市美浜区幸町２丁目16番８棟207号
債務者　藤井己津政
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６５号
千葉市若葉区桜木北２丁目26番23号
債務者　荒井美知子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９７号
千葉市緑区古市場町472番地１　ニッシンビル501号
債務者　三浦　雅人
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２０号
千葉市花見川区花見川２番37棟803号
債務者　小川　哲久
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４６号
千葉市稲毛区稲丘町12番２号
債務者　真田　幸治
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６４号
千葉県市原市馬立333番地６
債務者　荒木　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６６号
千葉市美浜区高浜１丁目13番６―613号
債務者　齊藤　俊明
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係